

【対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（案）に対して提出された御意見及び御意見に対する考え方】

番号	御意見	御意見に対する考え方	提出意見を踏まえた案の修正の有無
No.1	<p>電動車駆動用バッテリーの大容量化は世界の潮流となっており、弊組合会員も国内の充電インフラの大容量化や高圧化に期待しているところにて、貴庁の省令改正に向けた取り組みを歓迎いたします。</p> <p>一方で、議論の中では150kWまでのCHAdeMO充電器を基本とし今回の緩和が図られるものと察しますが、現在、各種規格はもとより、充電器メーカー各社におかれましては、200 kW 以上のものの実証や実用的な設置が進められているものと理解しています。</p> <p>委員会での議論内容を確認したところでは、今後短期間で高出力化などが議論されることとなるのは必至であることから、本改正においては、現在一般に普及が図られている350 kW までに対象を拡大して整理しておくべきではないかと考えるところです。</p> <p>【日本自動車輸入組合】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p> <p>なお、後段の御意見につきまして、今般の省令改正は、令和元年度「全出力 50kW を超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会」(部長:小林恭一東京理科大学総合研究院教授)における検討及び当該検討部会の報告書の火災危険性評価を踏まえ、行うものであるところ、当該検討部会においては、全出力 20kW 超 200kW 以下の急速充電設備を対象として必要な安全対策の検討を行いました。よって、今般は、全出力 20kW 超 200kW 以下の急速充電設備を対象として改正を行っております。</p> <p>御意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。</p>	無
No.2	<p>『全出力50kWを超える電気自動車用急速充電設備の安全対策に関する検討部会報告書』では、蓄電池内蔵型急速充電設備に対し、第3章-2-(5)表5「新たに必要とされる防火安全対策」において3項目が挙げられている。この3項目のうち2項目は今回の省令改正案に含まれているが、リユース電池の使用に係る項目は今回の省令改正案に含まれていない。従って、この項目の扱いが曖昧になり混乱する懸念があるため、リユース電池の使用の考え方や運用指針をお聞かせ願いたい。</p> <p>【(一社)電池工業会】</p>	<p>御指摘の事項につきましては、引き続き、リユース電池の安全性に係る検討を行っております。当該検討を踏まえ、必要な措置を講ずることといたします。</p>	無
No.3	<p>本改正に賛成である。</p> <p>とりあえず、現時点においては、これでよいのではないかと考えられた。(もちろん、問題点が見つかり次第、改善を行う検討をすべきであるが。)</p> <p>【個人】</p>	<p>御賛同意見として承ります。</p>	無

○ 提出意見数※:3件

※ 提出意見数は、意見提出者数としています。